



# すまい給付金と住宅ローン減税

今年10月に、2014年4月から現行の消費税率5%を8%に引き上げることが決まりました。消費増税による住宅取得の冷え込み緩和のための対策案としては、「すまい給付金」と称する給付措置、及び住宅ローン減税拡充措置を講じることを決めています。その内容についてみなさんどれくらいご存じでしょうか？今回は詳しくご説明したいと思います。

## 【すまい給付金】

すまい給付金は、消費税率8%で住宅を取得する場合に、年収約500万円以下の人に対して10~30万円を給付する措置です。また2015年10月に予定されている税率10%への引き上げ後に住宅を取得する場合には、年収約800万円以下の人に対して10~50万円を給付する方針。この制度は2017年12月まで実施される予定です。いずれも一定の質が確保されている新築・中古住宅を取得し、自ら居住する人を対象としています。なお、住宅ローンを利用せずに住宅を取得する人については、50歳以上で年収約650万円以下であることなどを給付の条件としています。

住宅取得者の取得時に適用される消費税率に応じ設定されています。  
収入額(都道府県民税の所得割額)によって給付基礎額が決まり、給付基礎額に登記上の持分割合を乗じた額(千円未満切り捨て)が給付されます。

$$\text{給付額} = \text{給付基礎額} \times \text{持分割合}$$

↑  
建物の登記事項証明書(権利部)で確認します。

収入額の目安(都道府県民税の所得割額)によって決定

収入の確認方法 | 市区町村が発行する課税証明書※1に記載される都道府県民税の所得割額で確認します。

※1. 個人住民税の課税証明書、発行市区町村により、名称が異なる場合があります。

### 消費税率8%の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

### 消費税率10%の場合※2

収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

注: 現金取得者の収入額(目安)の上限650万円に相当する所得割額は13.30万円です。  
※2. 平成25年6月26日の与党合意に基づく給付基礎額です。

夫婦(妻は収入なし)及び中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において住宅取得する場合の夫の収入額の目安です。

裏に続く→

# くらしの玉手箱

## 『クリスマスのおすすめ料理』

### 簡単手羽先揚げ

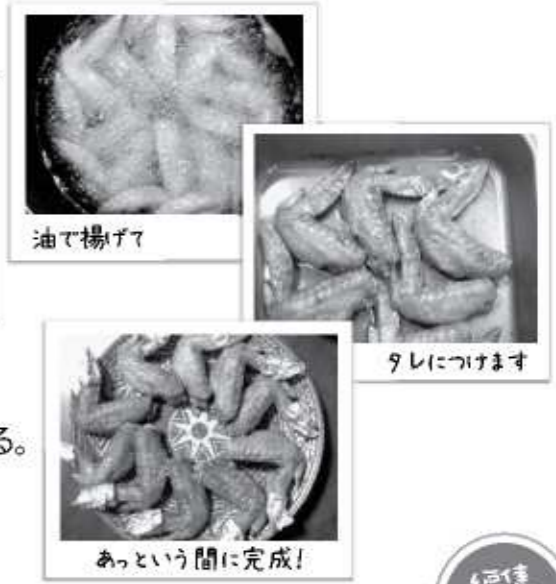
#### ◆材料(4人分)

手羽先 12~16本	みりん 大さじ12
塩・こしょう	しょうゆ 大さじ3
白ごま 適宜	はちみつ 大さじ2
油	おろしにんにく 1~2かけ

※基本おおよっぱなのでお好みで分量調節してみてください(笑)

#### ◆作り方

- ①つけダレを全てバットに入れる。
- ②手羽先の水分をよくふき取り低めの温度でゆっくり揚げる。  
※水分があると油はねますので気をつけてください
- ③仕上げは高温でカリッと揚げたらつけダレにつける(片面約3分)
- ④両面つけたら、皮面に塩コショウと白ゴマをお好みの量をかけて完成



もう冬が来たか... というような寒い日が続きますね。朝晩はかなり冷えますし、皆様お体には気をつけてお過ごし下さいね。しかしもう11月ですか。なんだか氣だしく毎日過ごしているうちに今年も終わりに近づいてきました。さて、今回の表紙でも取り上げました、来年4月からの消費増税が決定しました。そこで増税前の駆け込み需要が増加している、家具店でも自動車販売店でも年明け以降の更なる混雑や在庫不足を予測してどこも昨年の需要を大きく上回っているという話です。当社も例外ではなく、増税前の金額で工費したいと、たくさんのお客様からご契約を頂いています。欲しい高額な商品を増税前に買って、おこうと考える人は多いですね。かく言う私もその一人なんですけど、住宅に言えど、増税前に購入した方が損が得か、住宅購入価格や借入額などで変わるため一概には言えないところなんです。増税前と焦らず納得いくものを選び、品定めして買うのが本当に賢い買い物方法なんじゃないかな。

# 暮らしサロン REPORT

今後のスケジュールについては、同封のチラシをご覧ください。



この日、午前中は当社新築工事に携わっている大工さんを講師に招き親子工作教室を開催しました！夏休みまだ中のこの日、自由課題を終わらせちゃおうと、たくさんのご家族が参加されました！大工さんが事前に準備してくれた椅子のキットを一通り受取り、順番に組立！ご家族で参加されるかたもいらっしゃり、お父さんいと見せられたようですよ！午後からはCotton Lapin(コットンラパン)の佐藤先生を講師に招きパッチワークコースター作りを開催しました。まずは型紙をパーツごとに切り分け、選んだ生地をそれに合わせて切ります。それを縫い合わせて最後にアイロンを掛けて完成。選んだ生地によって個性がでてきましたよ！

●暮らしの森 野村市町 野村市町3-5-5 FAX 076-259-1881  
0120-704-081 (アットホーム)

●暮らしの森 野村市町 野村市町3-142 FAX 076-248-0954  
0120-704-417 (アットホーム)

●暮らしの森 野村市町 野村市町3-142 FAX 076-248-0954  
0120-704-317 (アットホーム)

●セルコホーム 石川金沢中央店 石川市石川町4-9-5  
076-248-9000 FAX 076-248-0931  
www.hss.co.jp

●暮らしの森 野村市町 野村市町3-5 FAX 076-248-0954  
0120-704-417 (アットホーム)

●ハウズドゥ 金沢中央店 石川市石川町4-9-5  
0120-704-464  
kanazawachuo-housedo.com

●暮らしの森 野村市町 野村市町3-5 FAX 076-248-0954  
0120-704-417 (アットホーム)

●暮らしの森 野村市町 野村市町3-5 FAX 076-248-0954  
0120-704-417 (アットホーム)

編集 コラム

2013.11.13  
発行元 (株)ハウジングスタッフ  
編集者 岡本有希代



